

静岡県公安委員会規則第13号

刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係公安委員会規則の整理に関する規則を次のように定める。

令和7年5月30日

静岡県公安委員会委員長 稲田 精 治

刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係公安委員会規則の整理に関する規則
(運転免許取得者等教育の認定等に関する規則の一部改正)

第1条 運転免許取得者等教育の認定等に関する規則（令和4年静岡県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(運転免許取得者等検査の認定等に関する規則の一部改正)

第2条 運転免許取得者等検査の認定等に関する規則（令和4年静岡県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

様式第6号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

この規則は、令和7年6月1日から施行する。